

## Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

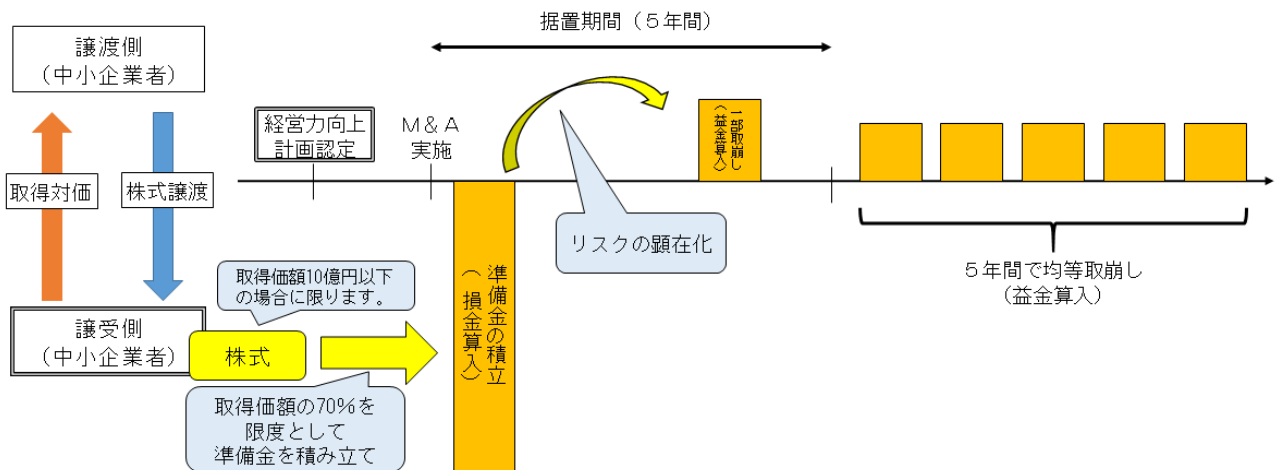
### 1 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する中小企業者のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の取得価額の70%相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法55の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものである場合には、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法55の2②）。

#### 《イメージ図》



#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注）のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画（同条第4項第2号に掲げる事項の記載があるものに限り。）について同条第1項の認定を受けた法人です（措法55の2①）。

（注） 中小企業者とは、措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）をいいます。

#### (2) 対象となる特定株式等の取得

本制度は、適用対象法人が、各事業年度（注1）において、上記(1)の経営力向上計画に従って行う事業承継等（注2）として他の法人の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得価額が10億円を超える場合を除きます。）に適用できます（措法55の2①）。

（注1） 解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注2） 事業承継等とは、中小企業等経営強化法第2条第10項に規定する事業承継等（同項第8号に掲げる措置に限ります。）をいいます。以下同じです。

### (3) 準備金の積立て及び損金算入限度額

本制度による損金算入限度額は、適用対象法人が特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%相当額(注1)以下の金額を損金経理の方法により各特定法人(注2)別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合(決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含みます。)における、その積み立てた金額となります(措法55の2①)。

(注1) 特定株式等の取得の日を含む事業年度において、その特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額となります。

(注2) 特定株式等を発行した法人をいいます。以下同じです。

### (4) 中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した中小企業事業再編投資損失準備金の金額については、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入します(措法55の2②)。

また、次に掲げる取崩し事由に該当することとなった場合には、その該当することとなった日(合併の場合にあってはその前日)を含む事業年度において、その事由に応じてそれぞれ次の金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法55の2③～⑤)。

取崩し事由	取崩し金額
中小企業等経営強化法第18条第2項の規定により経営力向上計画の認定が取り消された場合(その経営力向上計画に従って行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限り、) (措法55の2③一)	その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合(措法55の2③二)	その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その有しないこととなった株式等に係る金額
合併により合併法人に中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等を移転した場合(措法55の2③三)	その合併の直前におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人が解散した場合(措法55の2③四)	その解散の日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合(措法55の2③五)	その減額をした日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その減額をした金額に相当する金額
法人が解散した場合(措法55の2③六)	その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
任意に特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合(措法55の2③七)	その取り崩した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額
青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合(措法55の2④)	その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、前事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(措法55の2⑤)	その事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

## (5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書（別表十二（二））の添付がある場合に限り適用されます（措法55の2⑦）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の44）。

### 〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

## 2 その他

○ その他、引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 貸倒引当金（法令96⑤四、改正法令附則1）	○ 適用を受けることができる法人の範囲に、割賦販売法の登録少額包括信用購入あっせん業者に該当する法人が追加されました。	令3.4.1から施行されます。
(2) 中小企業者等の貸倒引当金の特例（措令33の7④四、39の86③四、改正措令附則16）	○ 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率が1,000分の7（改正前：1,000分の13）に引き下げられました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①、改正法附則51、67）	○ 適用対象となる事業者が農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限定されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措令37の2②、39の91②、改正措令附則16）	○ 損金算入限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措法61の2①、68の64①）	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 農用地等を取得した場合の課税の特例（措令37の3③、39の92③、改正措令附則16）	○ 圧縮限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。